

令和 4 年 11 月 4 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 仲谷善弘

## 所得が高い 65 歳以上の介護保険料、応能負担を 社保審・部会で意見

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

社会保障審議会の介護保険部会は 10 月 31 日、次の介護保険制度改正に向けて「給付と負担」をテーマに議論しました。高所得の 65 歳以上の被保険者の保険料負担の在り方などが論点に挙がり、複数の委員から、制度を持続させるために能力のある高齢者にはさらに負担してもらうべきだとの意見が出ました。同部会では、年内に取りまとめを行います。

介護保険制度では、給付費の半分を、65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者の人口比で按分し、保険料をそれぞれ賦課しています。

このうち、第 1 号被保険者が支払う保険料については、2000 年の制度創設時から「所得段階別保険料」とし、低所得者への負担を軽減する一方で、高所得者に関しては所得に応じた負担になるようにしてきました。能力に応じた負担を求めるためです。

また、現在は標準として 9 つの所得段階を設定し、5 段階目を保険料の基準額(全国平均で月 6,014 円)としています。所得が最も高い人(合計所得が年 320 万円以上)は基準額の 1.7 倍、最も低い人(年金収入などが年 80 万円以下)は 0.3 倍を支払います。

ただ、高齢化の進展に伴って介護費用の総額が増えています。22 年度予算ベースでは 13.3 兆円と、制度創設時の約 3.7 倍に増加。これに伴って、第 1 号被保険者が支払う保険料の全国平均は、制度創設時の 2,911 円から 6,014 円に増加しており、40 年には 9,000 円程度に達する見通しです。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は部会で、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を論点に挙げました。議論では、東憲太郎委員(全国老人保健施設協会会長)が「今までのように小さい段階で考えるのではなく、応能負担が実効性のあるものになるようにしていただきたい」と要望。他の複数の委員も、所得の高い高齢者の保険料負担を引き上げるべきだと主張しました。

厚労省はこの日の部会で、▽被保険者範囲・受給権者範囲▽補足給付に関する給付の在り方▽多床室の室料負担▽ケアマネジメントに関する給付の在り方▽軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方▽「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準も論点として示しました。

このうち、ケアマネジメントに関する給付の在り方については「サービス利用が定着して介護給付費が増加している状況を考えれば、他のサービスと同様に利用者負担を導入すべきだ」との意見が出た一方、「コロナ禍で大変な状況にあり、かつ物価上昇の中で、利用者の負担を求めるのは現実的ではない」などと、慎重な対応を求める指摘もありました。

また、軽度者への生活援助サービスについては、介護関係団体の各委員が市町村の総合事業への移行に反対する姿勢を示しました。

※詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28740.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28740.html)